

令和2年5月18日		
所 属	こども青少年課	地域産業課
所属長	玉城 友香	三宮 直樹
電 話	06-6423-9996	06-6430-9750

あまっ子お弁当クーポン事業対象者の拡大について

1 趣旨

令和2年5月7日付けでお知らせいたしました「あまっ子お弁当クーポン事業」（以下「クーポン」という。）につきましては、「尼崎市立小・中学校に在籍する要保護及び準要保護の児童生徒」を対象者として準備を進めておりましたが、本事業の趣旨を踏まえ、その対象者を「尼崎市に在住し、平成17年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた者等で、教育委員会が認定する就学援助費の支給認定者及び同程度の経済状況にある児童生徒等」に改めることとします。

2 事業内容

(1) 対象者

尼崎市に在住し、平成17年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた者等で、教育委員会が認定する就学援助費の支給認定者及び同程度の経済状況にある児童生徒等

※1 平成17年4月2日から平成26年4月1日までに生まれた者とは、令和2年4月1日現在、小学校1年生から中学校3年生までの児童生徒に相当する

※2 就学援助費とは、経済的な理由で小学生や中学生を持つ保護者に対し、学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、学校給食費などが支給される制度

(2) クーポンの金額

4,000円分（※小学校の1か月分の学校給食費の金額4,000円を基に積算）

(3) 配布方法

・昨年度の就学援助費の支給認定者については、令和2年5月20日前後を目途に各ご家庭へ郵送します。今年度、新たに就学援助費の支給申請をする者については、教育委員会事務局において審査後、すみやかに各ご家庭へ郵送します。

・上記以外の児童生徒については、別に定める「あまっ子お弁当クーポン交付申請書」をこども青少年課へ提出いただき、審査後、すみやかに各ご家庭へクーポンを郵送します。

(4) 利用期間

クーポン配布日から令和2年7月31日まで

3 申請方法等

教育委員会が認定する就学援助費の支給認定者については、当該支給情報を基にクーポンの支給認定を行うため申請を不要とし、それ以外の児童生徒については以下のとおり申請を行うものとします。

(1) クーポン申請書

・後日、本市ホームページに掲載し、申請書をダウンロードできるものとします。

・また、こども青少年課（ひと咲きプラザ内アマブラリ3階）、こども総合案内窓口（本庁舎北館2階：こども福祉課）、新型コロナウイルス総合サポートセンター（本庁舎南館1階）にも

申請書を置いています。

(2) 申請期間

令和2年6月30日まで

(3) 申請方法

郵送申請またはこども青少年課、こども総合案内窓口で申請を受付します。

以 上